

議案第99号

芽室町企業誘致条例中一部改正の件

芽室町企業誘致条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月23日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例

芽室町企業誘致条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「対し優遇措置を行い、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。」を「対する優遇措置及び法第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定め、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。」に改める。

第17条を第20条とし、第16条の次に次の3条を加える。

（法準則に代えて適用する準則の定義）

第17条 次条及び第19条に規定する「生産施設」、「緑地」又は「環境施設」の意義は、工場立地法の規定の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第18条 法準則に代えて適用する準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「対象区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及び2号に規定する工業地	100分の5以上	100分の10以上

域及び工業専用地域、 特別用途地区の区域		
-------------------------	--	--

(既存工場等に係る面積の算定)

第19条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場」という。）が前条の表に掲げる区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

緑地の面積	環境施設の面積
$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは、$G \geq 0.05S - G_1$とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは、$E \geq 0.1S - E_1$とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
<p>これらの式において、G、P、γ、G_0、S、G_1、E、E_0及びE_1は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>G 当該変更に伴い設置する緑地の面積</p> <p>P 当該変更に係る生産施設の面積</p> <p>γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合</p> <p>G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積</p> <p>S 当該既存工場等の敷地面積</p>	

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が前条の表に掲げる区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

緑地の面積	環境施設的面積
$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{p_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{p_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは、$G \geq 0.05S - G_1$とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{p_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{p_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは、$E \geq 0.1S - E_1$とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 、 G_1 、 E 、 E_0 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6

月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画の変更に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行			
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「法」という。）に基づき計画的な取組を行う者に対する<u>優遇措置及び法第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定め、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。</u></p> <p><u>（法準則に代えて適用する準則の定義）</u></p> <p>第17条 次条及び第19条に規定する「生産施設」、「緑地」又は「環境施設」の意義は、工場立地法の規定の例による。</p> <p><u>（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）</u></p> <p>第18条 法準則に代えて適用する準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">区域の範囲</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">緑地の面積の敷地面</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">環境施設の面積の敷</td> </tr> </table>	区域の範囲	緑地の面積の敷地面	環境施設の面積の敷	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「法」という。）に基づき計画的な取組を行う者に対し<u>優遇措置を行い、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。</u></p>
区域の範囲	緑地の面積の敷地面	環境施設の面積の敷		

改正案			現 行
	積に対する割合	地面積に対する割合	
法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「対象区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及び2号に規定する工業地域及び工業専用地域、特別用途地区の区域	100分の5以上	100分の10以上	
<p><u>（既存工場等に係る面積の算定）</u></p> <p><u>第19条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場」という。）が前条の表に掲げる区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。</u></p>			

改正案		現行
緑地の面積	環境施設の面積	
$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは、$G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$のときは $G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは、$E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$のときは $E \geq 0$とする。</p>	
<p>これらの式において、</p> <p>G、P、γ、G_0、S、G_1、E、E_0及びE_1は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>G 当該変更に伴い設置する緑地の面積</p> <p>P 当該変更に係る生産施設の面積</p> <p>γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合</p>		

改正案	現 行
<p>G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積</p> <p>S 当該既存工場等の敷地面積</p> <p>G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計</p> <p>E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積</p> <p>E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届けられた環境施設的面積変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積</p> <p>E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを</p>	

改正案	現 行
<p>含む。)の面積の合計</p>	
<p>2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が前条の表に掲げる区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">緑地の面積</p> $G \geq \sum_{j=1}^n \frac{p_j}{v_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{p_j}{v_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0 \text{ のときは、}$ <p>$G \geq 0.05S - G_1$とし、</p> <p>$0.05S - G_1 \leq 0$のときは</p> <p>$G \geq 0$とする。</p>	<p style="text-align: center;">環境施設の面積</p> $E \geq \sum_{j=1}^n \frac{p_j}{v_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{p_j}{v_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0 \text{ のときは、}$ <p>$E \geq 0.1S - E_1$とし、</p> <p>$0.1S - E_1 \leq 0$のときは</p> <p>$E \geq 0$とする。</p>
<p>これらの式において、</p>	

改正案	現 行
<p>G、n、P_j、γ_j、G_0、S、G_1、E、E_0及びE_1は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>G 当該変更に伴い設置する緑地の面積</p> <p>n 当該既存工場等が属する業種の個数</p> <p>P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積</p> <p>γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合</p> <p>G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。） の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積</p> <p>S 当該既存工場等の敷地面積</p> <p>G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。） の面積の合計</p> <p>E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積</p>	

改正案	現 行
<p>E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積</p> <p>E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計</p> <p>（委任） <u>第20条</u> 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（委任） <u>第17条</u> 一略一</p>

芽室町企業誘致条例の一部改正について(説明資料)

1 本件の目的と効果

本町工業団地内に立地する“特定工場”における緑地面積率等の制限を緩和し、事業規模拡大や設備投資の促進を図ることで町内産業発展・地域経済への波及へつなげる。

*特定工場
製造業、電気・ガス・熱供給業のうち、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場

2 緩和措置の内容

- (1) 対象地区：町内の工業団地(東・弥生・西) *用途地域は工業・工業専用地域
- (2) 面積率の緩和：下表のとおり

区分	現行	緩和措置
緑地面積率	20%以上	5%以上
環境施設*面積率	25%以上	10%以上

*環境施設＝噴水、池、雨水浸透施設、運動場、太陽光発電施設など。
緑地も含むため、緑地が25%以上ある場合、環境施設は不要となる。



3 条例と各法令の関係性

